

## 山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付要綱

制定 令和3年7月16日 森整第585号  
一部改正 令和4年5月12日 森整第229号

### (趣旨)

第1条 知事は、林業の成長産業化の実現に向け、将来にわたり森林資源を循環利用していくため、林業・木材産業成長産業化促進対策事業のうち、「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」（以下「事業」という。）の円滑な推進を図るとともに、造林コストの低減に資するコンテナ苗を生産する者がその生産体制の構築に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率等)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、申請に当たり、補助金により取得した財産を使用し、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行わない旨を約した誓約書（様式第2号）を添付しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、補助金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める重要な変更)をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、事業に着手したときは、速やかに着手報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付決定のあった年度の9月30日現在において、遂行状況報告書(様式第6号)を作成し、当該年度の10月10日までに知事に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項のただし書の規定により補助金交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項のただし書の規定により補助金交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 知事は、補助金を補助事業完了後に交付するものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、財産処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって知事の承認を受けたものはこの限りでない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（検査）

第11条 知事が必要であると認めるときには、実地検査を行うことができる。

（書類の保存）

第12条 補助事業者は、事業に係る関係書類について、事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の財産処分制限期間中、前項に規定する調書等に加え、当該取得財産等の管理運用状況を明らかにした台帳その他関係書類を整備保管しておかなければならない。

（その他）

第13条 補助事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、この要綱の施行前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

別表 コンテナ苗生産基盤施設等整備事業

事業区分 (事業種目)	補助対象経費 (工種又は施設区分)	補助事業者	補助率等	重要な変更
コンテナ苗 生産基盤施 設等整備	<p>以下の施設等の整備に 要する経費</p> <p>1 コンテナ苗生産基盤 施設等</p> <p>(1) コンテナ苗生産施設 装置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗施設</li> <li>・収納台</li> <li>・散水装置</li> <li>・散水タンク</li> <li>・その他</li> </ul> <p>(2) コンテナ苗生産機械 器具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・培土攪拌機</li> <li>・培土圧入器</li> <li>・苗抜取機</li> <li>・抜取機移動台車</li> <li>・その他</li> </ul> <p>2 コンテナ苗生産資材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナ容器</li> <li>・培地</li> <li>・肥料</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>林業種苗法（昭 和45年法律第89 号）第10条に基 づく生産事業の 登録を受けた者 及びその登録を 受ける見込みの 者</p>	<p>1/2 以内</p>	<p>補助対象経費 の増額又は 20%を超える 減額</p>

様式第1号（第3条第1項関係）

第 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所 在 地  
団 体 名  
氏 名 印

年度 山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳		計	備 考
	県補助金	その他		
	円	円	円	
計	円	円	円	

(注) 経費の区分欄には、別表の工種又は施設区分を記入すること。

3 事業完了予定年月日

年 月 日

#### 4 収支予算

##### (1) 収 入

経費の区分	経費の内訳		計	備 考
	県補助金	その他		
	円	円	円	
計	円	円	円	

##### (2) 支 出

経費の区分	予算額	算出基礎
	円	
計	円	

#### 5 添付書類

- (1) 第3条第2項に基づき、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、様式第1号の1を添付すること。
- (2) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第1号の1

年度 山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

事業区分	補助事業者	事業費	県補助金	課税方式	消費税仕入控除税額及び地方消費税額	補助金交付率	消費税仕入控除税額	消費税確定未確定	備考

- (注)
- 「課税方式」欄には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にとっては「免税」、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にとっては「簡易課税」、その他の事業者にとっては「課税」と記入すること。
  - 「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
  - 「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫補助金率を乗じて得た金額を記載すること。
  - 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。



様式第2号（第3条第3項関係）

補助事業により取得した財産の使用に関する誓約書

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所 在 地  
団 体 名  
氏 名 印

〇〇〇〇（補助事業者等）は、補助金交付に付された条件を遵守し、取得した財産を使用して森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

（申請者）殿

山梨県知事

山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同交付要綱第4条第2項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
  - （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - （3）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
  - （5）補助金により取得した財産を使用し、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
  - （1）次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
    - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

様式第4号（第5条第1号関係）

第 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所 在 地  
団 体 名  
氏 名 印

年度 山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業  
計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、同事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

（以下様式第1号に準じて作成する。）

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算
- 5 添付書類

- （注）1 「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換える。
- 2 補助金等の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できる表を作成し添付すること。

様式第5号（第6条第1項関係）

第 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所 在 地  
団 体 名  
氏 名 印

山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業着手報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事 業 区 分	
工種又は施設区分	
実 施 箇 所	
事 業 量	
事 業 費	
事 業 費 内 訳	
請 負 者	住所 氏名
工 期	契 約 年 月 日 着 手 年 月 日 完 成（予定） 年 月 日
備 考	

（注）契約書の写し、工事工程表など、関係書類を添付すること。



様式第7号（第7条第1項関係）

第 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
氏 名 印

山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳		計	備 考
	県補助金	その他		
	円	円	円	
計	円	円	円	

(注) 経費の区分欄には、別表の工種又は施設区分を記入すること。

3 事業完了年月日

年 月 日

#### 4 収支精算

##### (1) 収 入

経費の区分	経費の内訳		計	備 考
	県補助金	その他		
	円	円	円	
計	円	円	円	

##### (2) 支 出

経費の区分	精算額	積算基礎
	円	
計	円	

#### 5 添付書類

- (1) 領収書又は請求書の写し、納品書等、完成写真を添付すること。
- (2) 支払の方法(金融機関名・預金種別・口座名義人・口座番号)を記載した書面を添付すること。
- (3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。



様式第8号（第7条第3項関係）

第 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所 在 地  
団 体 名  
氏 名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 1 補助金の額                         | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額         | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                 | 金 | 円 |
- 5 添付書類
- (1) 様式第1号の1
  - (2) 消費税及び地方消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
  - (3) その他参考となる書類

様式第9号（第8条関係）

第 年 月 日  
号

（申請者）殿

山梨県知事

山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金交付額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり確定する。

記

交付確定額 金 円

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
氏 名 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日 付 第 号 で 交 付 決 定 の あ っ た 山 梨 県 コ ン テ ナ 苗 生 産 基 盤 施 設 等 整 備 事 業 費 補 助 金 に つ い て 、 同 事 業 費 補 助 金 交 付 要 綱 第 9 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 概 算 払 の 請 求 を し ま す 。

- 1 概算払請求額 金 円
- 2 内 訳

補助金決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算 請求額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法  
口座振替

振替先金融機関名 :  
支 店 名 :  
預 金 種 別 : 当座 ・ 普 通  
預 金 口 座 番 号 :  
預 金 口 座 名 義 人 (カタカナ) :

様式第 11 号（第 10 条第 2 項関係）

第 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
氏 名

印

### 財産処分承認申請書

山梨県コンテナ苗生産基盤施設等整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類